

答申個第51号

平成28年5月25日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年4月10日付け西地第5号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

市長への手紙の回答ほか1件の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第73号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年12月8日に、実施機関の西京区役所地域力推進室に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

ア H25年9月西京区役所発コンプラ宛と思う文書が欲しい。タイトル●●様の戸籍に係る西京区役所との折衝経過及び対応等について この文書の6（1）に強要罪になると暴言をはいた件は何度もお詫きしていると明記してある。ならば本件報告書（H25.9文書）の項目1，2が欲しい。

イ 記録係長も市長への手紙で暴言をもちろんお詫きしている（らしい）ので、H24/12/26，H25/2/18，同年3/5，同年6/3付け市長への手紙の回答文書を下さい。

- (2) 実施機関は、本件請求に対し、次の5件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定のうち個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年12月22日付けでその旨を異議申立人に通知した。

ア コンプライアンス推進室に提出した文書（平成25年9月）（以下「本件公文書1」という。）

イ 市長への手紙に対する回答4件（平成24年12月26日付け，平成25年2月18日付け，平成25年3月5日付け，平成25年6月3日付け）（以下「本件公文書2」という。）

- (3) 異議申立人は、平成27年3月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の特定について

異議申立人が文書の発出日を明確に示して請求を行ったため、本件公文書を特定し、開示したものである。

イ 本件異議申立てについて

異議申立人は、文書の発出日を明確にして請求したにもかかわらず、今回開示した文書は偽物であるという主張等を行っている。これらは、文書の存否を争うものではなくその内容について不服を述べるものであり、異議申立てできない事項について不服を述べているにすぎないものである。

(2) 以上のとおり、本件処分について当職に違法又は不当な点はなく、異議申立人の主張は不適法なものであることから、本件異議申立てについて却下すべきと考える。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

私は「強要罪になる」と暴言をはいた件を詫びている文書を求めました。以前は暴言ではない、しつこく市民が消しゴム訂正を求めるから「強要罪になる恐れがありますよ」と警告したとか教えたと言っていた。従って同じ役所が暴言を認める訳がないのでいわば偽物を開示したと思います。

市窓課は不存在で回答が返ってきた。西地、総務は同内容が存在で返ってきた。課によって適当に特定している開示で、その行為が不正行為です。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件請求において、異議申立人は日付で各文書を指定しており、各日付は本件公文書に対応している。

(2) 本件処分について

ア 本件公文書1について

異議申立人は、平成25年9月の西京区役所発コンプラ宛文書などと、日付と文書の内容を指定して個人情報開示請求を行っている。

当審査会が、本件公文書1を確認したところ、確かに本件公文書1は平成25年9月の日付が入った「●●様の戸籍に係る西京区役所との折衝経過及び対応等について」との件名が冒頭に明記されており、内容から、西京区役所から行財政局コンプライアンス推進室に送付されたものであると確認できる。

したがって、本件公文書1を特定した実施機関の判断に不合理な点はないと認められる。

イ 本件公文書2について

異議申立人は、平成24年12月26日付け、平成25年2月18日付け、平成25年3月5日付け、平成25年6月3日付け市長への手紙の回答と、日付と文書の内容を指定して個人情報開示請求を行っている。

当審査会が、本件公文書2を確認したところ、確かに本件公文書2は異議申立人の市長への手紙の回答であり、それぞれ平成24年12月26日、平成25年2月18日、平成25年3月5日、平成25年6月3日の日付が末尾に記入されていると確認できる。

したがって、本件公文書2を特定した実施機関の判断に不合理な点は認められない。

ウ 異議申立人は、異議申立書において、本件公文書について「役所が「暴言」を認めるわけがないのでいわば偽物を開示したと思います」と主張している。確かに本件公文書1及び2には実施機関の職員が異議申立人に対して「強要罪になる可能性がある」等の発言をしたとの表現が出てくるものの、これが「暴言」に該当するかどうかは受け取り方の問題であって、本件公文書は上記ア及びイのとおり本件開示請求書の日付の指定及び内容に合致し、個人情報開示請求制度の趣旨から、実施機関は開示請求の趣旨をできるだけ広く捉えて公文書を探索すべきであるから、これが「暴言」に該当するかどうかにかかわらず本件公文書を開示したことに特段不合理な点はない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年4月10日 諮問（諮問個第73号）

5月 8日 実施機関からの理由説明書の提出

6月10日 異議申立人からの意見書の提出

平成28年2月26日 審議（平成27年度第11回会議）

3月24日 審議（平成27年度第12回会議）

5月25日 審議（平成28年度第1回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第2部会（部会長 市川 喜崇）